

熊本県防災消防航空隊（天草エアライン株式会社受託運航）所属
エアバス・ヘリコプターズ式AS365N3型JA90MT及び
学校法人君が淵学園（崇城大学）所属
テキストロン・アビエーション式172S型JA47UKの
航空重大インシデント調査について
（経過報告）

令和5年2月16日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和4年3月7日、熊本空港において、熊本県防災消防航空隊（天草エアライン株式会社受託運航）所属エアバス・ヘリコプターズ式AS365N3型JA90MTが、学校法人君が淵学園（崇城大学）所属テキストロン・アビエーション式172S型JA47UKが着陸の許可（タッチアンドゴーの許可）を受けて進入中の滑走路に進入したことによる航空重大インシデントについて、令和4年3月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本件調査については、本航空重大インシデントが発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故等の防止に寄与することを目的として行うものであり、本事案の責任を問うために行うものではない。

1. 航空重大インシデントの概要

令和4年3月7日（月）、熊本県防災消防航空隊（天草エアライン株式会社受託運航）所属エアバス・ヘリコプターズ式AS365N3型JA90MTは、同空港を離陸する際、学校法人君が淵学園（崇城大学）所属テキストロン・アビエーション式172S型JA47UKが着陸の許可（タッチアンドゴーの許可）を受けて進入中の滑走路に、管制許可を得ないまま進入した。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第2号中に規定された「他の航空機が使用中の滑走路への着陸の試み」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱

われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和4年3月7日、本航空重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか2名の航空事故調査官を指名した。現時点までに、関係者からの口述聴取、飛行記録装置等の記録の解析等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

学校法人君が淵学園所属テキストロン・アビエーション式172S型JA47UK（以下「B機」という。）は、同空港においてタッチアンドゴー訓練を実施するため、南側場周経路上を飛行していた。

熊本県防災消防航空隊所属エアバス・ヘリコプターズ式AS365N3型JA90MT（以下「A機」という。）は、患者輸送訓練のため、同空港内のエプロンから移動を開始した。

A機は、管制官の指示によりT6誘導路上の滑走路手前で停止した。約1分後、管制官は、改めて滑走路手前で待機するよう指示を発出した。A機は誘導路上で待機することを復唱したが、管制官の指示を滑走路上で待機の指示と認識し、滑走路へ進入した。

タッチアンドゴーの許可を得て進入していたB機は、管制官の指示により復行した。



図1 B機



図2 A機

(2) 負傷者

なし

(3) 航空機の損壊

なし

(4) 気象

重大インシデント発生時間帯の同空港の航空気象定時観測気象報は、次のとおりであった。

10時00分 風向 定まらず、風速 1kt、卓越視程 20km
雲 雲量 1/8 雲形 積雲 雲底の高さ 3,500ft、
雲量 7/8 雲形 層積雲 雲底の高さ 14,000ft
気温 8℃、露点温度 マイナス6℃
高度計規正值（QNH） 30.08inHg

4. 今後の調査

本航空重大インシデントの原因の究明及び事故等の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、A機が滑走路進入に至った背景など更なる分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空重大インシデントの原因等の調査を進める。